

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則(砂防利水課)

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

保安林の指定の解除予定(造林課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

- 一 砂防施設等を破損した者等に対して科する罰金の多額を二万円(現行八千円)に改めることとした。(第二十二条関係)
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四号

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年四月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「八千円」を「二万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第

二条の規定により告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三三	平成四年三月二日
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋七七 四	平成四年三月三日
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一 六	"
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一	"
佐々木整形外科 医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成四年三月十三日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	平成四年三月十五日
千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	平成四年三月十三日
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八	平成四年三月二日

鳥取県告示第二百七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷川 幸利	鳥国歯第六〇二号	平成四年二月十日
中谷 真弓	鳥国薬第七九八号	平成四年二月六日

鳥取県告示第二百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十二條第五項の規定に基づき、平成四年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											備 考						
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペクチン (%)	D (%)	C (%)		P (%)	T (%)	D (%)	N (%)	M (%)	E (cal/kg)
境港市昭和町12-1 境港市昭和町11 協同組合境港ハイ・ミール	境港市昭和町12-1 境港市昭和町11 協同組合境港ハイ・ミール	フイツン・ミール	4.1	66.2	7.7	0.1	15.9	3.90	2.67												
倉敷市 西日本飼料株式会社	西伯郡名和町大字名和990-2 島根米穀株式会社和連送倉庫	日清印若生用配合飼料 肉牛粗粒育成 日清印子牛用人工乳 ニューカーフ・スター	4.1	15.0	3.2	5.4	6.7	1.13	0.61												
			4.1	18.4	4.0	3.6	5.2	0.68	0.60												

注 1. 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第二百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字能谷興七九三の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

鳥取県告示第二百八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

福部村

二 事業の種類

「(仮称)ふれあいセンター」建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡福部村大字海士字高浜地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

福部村役場

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】